



諸外国との社会保障協定

日本企業から派遣され海外で働く、または海外企業から派遣され日本で働く等の国際間の交流が年々増加傾向にあります。海外で働く場合は、その国の社会保障制度加入が必要なため、自国と派遣先国の社会保障制度に二重加入となり、保険料の二重負担が発生してしまいます。また、多くの国の公的年金制度は、老齢年金の受給資格に一定期間の加入を要件としているため、派遣期間のみの加入では受給要件期間を満たさず、負担保険料が掛け捨てになってしまうという問題もあります。社会保障協定は、このような問題を解消すべく国と国とが締結している協定です。

■締結状況

2018年5月に中国と署名、8月にはフィリピンと発効し、下記の通り日本は21ヶ国と署名済（うち18ヶ国は発効済）です。

発効済	署名済	交渉中
ドイツ・イギリス・韓国・アメリカ・ベルギー・フランス・カナダ・オーストラリア・オランダ・チェコ・スペイン・アイルランド・ブラジル・スイス・ハンガリー・インド・ルクセンブルク・フィリピン	イタリア・スロバキア・中国	スウェーデン・トルコ・フィンランド

■二重加入の防止と年金加入期間の通算

多くの社会保障協定はその締結により、協定相手国との間で二重加入の防止と年金期間の通算という効力が生じます。

【二重加入防止】原則として派遣先国（就労する国）の社会保障制度のみ加入としています。ただし、海外派遣期間が5年以内（延長が認められる場合あり）の一時派遣の場合は自国の社会保障制度のみ継続加入、派遣先国の制度加入が免除されるように例外規定が設けられています。実際はこの例外規定による運用が多いのではないのでしょうか。

【年金期間通算】保険料の掛け捨てを防止し、年金を受給できるようにするため、日本（または派遣先国）での加入期間を派遣先国（または日本）の年金制度に加入していた期間とみなして取り扱います。年金加入期間を通算して年金受給要件を満たすことがその目的です。

※各国の社会保障制度事情により協定内容は国により異なる点もありますので、個別の確認が必要です。例えば、イギリス・韓国・イタリアについては、二重加入防止のみとなっています。

■5年以内の派遣（一時派遣）の場合の手続

一時的（5年以内）に協定相手国に派遣され、派遣先国の社会保障制度への加入が免除されるためには、自国の社会保障制度に加入していることを証明する「適用証明書」の交付を受ける必要があります。具体的な手続は以下の通りです。

- ①年金事務所（日本から海外派遣時）または協定相手国の実施機関（海外から日本派遣時）へ適用証明書交付を申請する
- ②交付された適用証明書を派遣先国の事業所へ提出又は提示する（ベルギー・フランスは個人所持のため提示のみ）

申請手続は派遣元国の事業主が行い、提出された証明書は派遣先事業所で保管し、年金事務所または協定相手国の実施機関から求められた場合は、提出・提示をすることになります。

※手続方法・添付書類は各国により異なりますので、手続の際は個別の確認が必要です。

■配偶者及び子の取扱い

原則、日本国内に居住する20歳以上60歳未満の人は、国籍にかかわらず、国民年金の被保険者となります。しかし、日本に一時的（5年以内）に派遣され、自国の社会保障制度に加入し、日本の社会保険制度加入が免除となっている場合は、その人に随伴して日本国内に居住し、生計が維持されている配偶者及び子についても、日本の社会保障制度の加入が免除されます。なお、当該配偶者もしくは子が希望する場合は、届出により国民年金の被保険者となることもできます。

※随伴家族に関する規定がない、国民年金への任意加入を制限している協定相手国もあります。

知っておきたいミニ知識

介護保険適用除外

介護保険は、市区町村に住んでいる40歳以上の人が加入する公的社会保障制度ですが、転勤命令により日本国内から海外へ転居した場合、又は帰国し日本国内に居住するようになった場合は、どのような手続が必要かを把握しておきましょう。

①海外へ転勤した場合：「介護保険適用除外該当届」

日本国内に住所を有さなくなるため、介護保険の適用除外となります。具体的な手続は、健康保険の保険者へ「介護保険適用除外該当届」を提出します。原則、添付書類として住民票の除票が必要となりますので、40歳以上の社員の場合は、出国前に手続及び提出をしてもらえようように手配をしておくことと手続を遅滞なく進めることができるでしょう。派遣途中で40歳に達した場合は、その時に手続きをすることになります。この手続により適用除外期間は介護保険料の徴収はありません。また、適用除外となりますので、介護保険の保険給付を受けることはできません。

②国内に転勤帰国した場合：「介護保険適用除外非該当届」

日本国内に住所を有することになり、介護保険の適用除外ではなくなりますので「介護保険適用除外非該当届」を健康保険の保険者へ提出することになります。この手続により、適用除外期間終了後は介護保険料が徴収され、介護保険の保険給付を受けることができるようになります。

※これらの手続は事業主経由で行われ、海外勤務または国内勤務を命じた事業主が被保険者の代わりに届書を記入して提出することもできます。

※被保険者本人が海外勤務により適用除外であっても被扶養者が適用除外でない場合（健康保険被扶養者になっている40歳から64歳の家族が日本に居住する場合は）、被保険者を「特定被保険者」として介護保険料徴収の対象とする健康保険の保険者もあります。